・　・ ・　・ 二(三)付表「２の⑫」)
・　・ ・　・ 二(三)付表「２の⑬」)

に改め、同表の記載要領第１号中「、連結法人が」の次に「租税特別措置法第68条の15の５第２項若しくは第３項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

別表六の一(十一)付表の記載要領第１号中「、連結法人が」の次に「租税特別措置法第68条の15の５第２項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加える。

別表六の一(十一)の表中

当期償却費総額基準額 (9)×90又は95／100

を

当期償却費総額の合計額の95％相当額 (9)×95／100

に、

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「７の㉑」)

を

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「７の⑳」)

に改め、同表の記載要領第１号中「が租税特別措置法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法(次号において「令和３年旧措置法」という。)」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の６第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除)」を削り、同第二号を削り、同第三号中「(租税特別措置法」を「(令和３年旧措置法」に、「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第119号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号(3)において「令和３年旧措置法施行令」という。)」に改め、同号を同第二号とし、同第四号(3)中「租税特別措置法施行令」を「令和３年旧措置法施行令」に改め、同号を同第三号とする。

別表六の一(十一)付表の記載要領中「租税特別措置法第68条の15の６第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条」に改める。

別表六の一(十一)の表中

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「７の㉒」)

を

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「７の㉑」)

に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和３年旧措置法」という。)」に改め、同第二号中「(租税特別措置法」を「(令和３年旧措置法」に、「租税特別措置法施行令」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第119号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号(3)において「令和３年旧措置法施行令」という。)」に改め、同第三号(3)中「租税特別措置法施行令」を「令和３年旧措置法施行令」に改める。